

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度に係る個人情報の取扱いについて

鹿児島県（以下、「県」という。）が宿泊施設の感染防止対策認証制度（以下、「認証」という。）の実施において、個人情報の適切な取扱いを行うに当たっては鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下、「条例」という。）その他の適用法令に基づくほか、本書の定めるところによることとします。

1 個人情報の利用目的

認証の実施に当たり取得した個人情報は、認証の運用及び認証施設情報の周知に利用する目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用又は提供することは一切ありません。

取得した個人情報は次の目的で利用します。

- (1) 認証に係る実地調査及びその他確認に要する事務の実施のため
- (2) 申請者が、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものでないことを確認するため
- (3) 認証を受けた施設の情報及び感染防止対策の取組内容をウェブサイト等において周知するため

なお、認証施設情報の周知では、施設の情報及び取組内容のみを公表し、以下に掲げる個人情報については、一切公表しません。

2 収集する個人情報

認証の申請に当たり、県は次の情報を取得します。

- (1) 申請者の氏名（個人の場合）または代表者の氏名（法人の場合）
- (2) 申請者の住所（個人の場合）
- (3) 担当者の氏名
- (4) 担当者の役職
- (5) 担当者の電話番号
- (6) 担当者のメールアドレス

3 個人情報の利用範囲

個人情報は、県と県から認証制度（認証施設情報の周知に係る事業を含む）の委託を受けた事業者（以下、「受託者」という。）が利用します。

受託者は、利用目的の範囲内で個人情報を利用します。個人情報の利用に当たっては守秘義務を負うとともに、委託された業務以外の目的で情報を使用することはありません。

また、申請者が暴力団員であるもの又は法人であってその役員が暴力団に該当するかどうかについて確認するため、鹿児島県警察本部に個人情報を提供する場合があります。取得した個人情報を、条例第7条第2項各号に基づく場合を除き、利用者本人の同意なく、これら以外の第三者に提供することはありません。